

第 2 期

京都市ホームレス自立支援等実施計画

平成 2 1 年 3 月

京 都 市

はじめに

「家」を表す英語に「ハウス」と「ホーム」があります。この二つの英語には異なるニュアンスがあり、「ハウス」は“建物”としての家を指し、「ホーム」には家族との暮らしなど、ぬくもりの感じられる“家庭”という意味があるようです。まさにホームレスの皆様は、住居がないなど物質的な困難を抱えておられるだけでなく、家族との絆や人との温かいつながりなどの精神的な面でも、大変つらい思いをされている方々だと存じます。私は、そうした方々の困難に寄り添い、共に一歩前に踏み出せる社会にしなければならないと強く思っています。



京都市では、ホームレスの方々に、自らの意思で安定した生活を営んでいただくことを目標に、平成16年8月に「京都市ホームレス自立支援等実施計画」を策定し、様々な施策を推進して参りました。その結果、本市におけるホームレスの方の人数は平成15年1月の623人から、平成21年1月には335人と大きく減少しました。一方で、高年齢化・長期化される課題やいわゆるネットカフェ難民などの新たな課題が生じるなど、状況の変化も起きています。

このため、これまでの取組を総括するとともに、現在の状況等を踏まえて、更に取り組を進めるべく策定致しましたのが、この「第2期実施計画」です。

この計画では、私が志す、市民の皆様と共に汗する「共汗」の市政の観点から、行政と地域の皆様との協働で進める取組を重点項目に掲げています。また、施策の「融合」による効果的な推進の観点から、自立支援に際して、住まい、就労、保健・医療、生活相談・指導等の施策の一体的な展開を図って参ります。

現在、我が国の経済、雇用、生活が極めて厳しい状況ですが、京都のまちに息づく「地域の支え合い」も活かして、誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくりを、市民の皆様と共に力強く進めて参りたいと存じますので、一層の御理解と御協力をお願い致します。

平成21年3月

京都市長 門川 大作

目 次

第1章 実施計画の見直しに当たって.....	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の位置付け.....	1
(1) 法律の制定と計画の関係.....	1
(2) 本市の計画.....	2
3 計画の実施期間.....	4
第2章 第1期計画(平成16年度～平成20年度)の取組状況.....	5
1 ホームレス支援施策の実施状況.....	5
2 重点取組項目の取組状況.....	5
第3章 ホームレスの現状.....	10
1 全国調査の概要.....	10
2 京都市におけるホームレスの状況.....	10
(1) ホームレスの数等.....	10
(2) 京都市におけるホームレスの特徴.....	12
第4章 ホームレス支援施策の推進方策.....	14
1 目標及び取組の三つの柱.....	14
総合的な支援.....	14
自立支援施策の推進.....	14
居宅生活を継続させるための支援と地域社会における理解.....	14
《ホームレス支援施策の体系》.....	15
2 具体的な取組方策.....	16
(1) 生活相談等による各種ニーズの把握と個別事情に即した支援.....	16
(2) 安定した居住場所の確保.....	18
(3) 保健及び医療の確保.....	19
(4) ホームレス自立支援事業の推進.....	20
(5) 就業機会の確保.....	22
(6) 生活保護法による保護の実施.....	23
(7) 居宅生活を継続させるための支援.....	24
(8) 地域における生活環境の改善.....	26
(9) ホームレスへの理解の促進と人権擁護及びホームレス等の安全確保.....	27
第5章 実施計画の推進に向けて.....	28
<重点取組項目の概要>.....	29
【参考資料】.....	31

第1章 実施計画の見直しに当たって

1 計画の目的

第2期京都市ホームレス自立支援等実施計画（以下「第2期計画」という。）は、ひとりひとりが個人として厚く尊重される「すべてのひとがいきいきとくらせるまち」の実現の一環として、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人々が抱える諸問題の解決を図ることを通じて、健康で文化的な安定した生活を送ることを目的に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域や民間団体の理解と協力を得ながら、自立支援の施策を総合的に推進するために策定しました。

なお、この計画における「ホームレス」とは、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（第2条）に定義されている「都市公園，河川，道路，駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常的に生活を営んでいる者」をいいます。

2 計画の位置付け

（1）法律の制定と計画の関係

経済状況の変化の中で、自立の意思がありながら野宿生活となることを余儀なくされたホームレスが全国に多数存在し、食事の確保や健康面での問題を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。

一方、こうしたホームレスの多くは、河川や都市公園，駅舎等を起居の場所として日常生活を送っており、地域社会とのあつれき等が生じています。

このように、ホームレスの増加傾向や、ホームレスに関する様々な問題が一層深刻さを増す中、自立の支援等に関する施策を総合的に推進するため、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号。以下「法」という。）が成立し、平成14年8月7日に公布・施行されました。

ア 国の責務

法では、施策の目標が明示されるとともに、国の責務として総合的な施策の策定及び実施が規定（法第5条）され、国により「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成15年厚生労働省，国土交通省告示第1号。以下「平成15年国基本方針」という。）が平成15年7月31日に策定されました。

また、平成15年国基本方針策定後5年が経過したことから、これまでの施策についての政策評価を踏まえて、基本方針が見直されることとなり、平成20年7月31日に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成20年厚生労働省，国土交通省告示第1号。以下「平成20年国基本方針」という。）が策定されました。

イ 地方公共団体の責務

地方公共団体は、地方の実情に応じた施策の策定及び実施が責務とされ（法第6条），また，必要があると認められるときは，国の基本方針等に即し，ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しなければならないとされました（法第9条）。

このため、本市では平成16年8月に関係行政機関及び民間団体との協議、市民からの意見募集などを経て「京都市ホームレス自立支援等実施計画(以下「第1期計画」という。)」を策定し、ホームレスの自立支援に取り組んできました。

第2期計画については、これまでの取組実績等を評価するとともに、平成19年1月及び平成20年1月のホームレス実態調査の結果を踏まえ、今後5年間におけるホームレスへの施策を実施するため策定するものです。

ウ ホームレスの自立への努力

ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとされました(法第4条)。

エ 国民の協力

国民は、ホームレスに関する問題についての理解を深め、地域社会において、国や地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとされました(法第7条)。

(2) 本市の計画

平成20年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査(以下「平成20年調査」という。)によれば、京都市のホームレス数は383人と指定都市(東京都23区を含む)の中で7番目に多い状況にあります。また、平成19年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査(以下「平成19年調査」という。)の結果、ホームレスの高年齢化、野宿期間の長期化、福祉制度利用希望者の増加等の結果がみられるなど、平成15年の調査時点とは大きく事情が異なっており、新たな施策の実施が求められています。

京都市基本計画に掲げる、ひとりひとりが個人として厚く尊重される「すべてのひとがいいきとくらせるまち」の実現には、ホームレスのおかれている現状を踏まえた施策の推進が不可欠です。

京都市におきましては、平成16年8月の第1期計画策定後、それまでの福祉及び医療施策に加えて、就業の機会の確保や、安定した居住場所の確保等も含めた総合的な支援施策を進めてきました。特に、新たな社会問題となっているネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりしながら不安定就労に従事する「住居喪失不安定就労者」いわゆるネットカフェ難民等も対象に、食糧援護や中央保護所での入所援護等による支援を実施してきました。

第2期計画についても、法第9条第2項の規定に基づき、国の基本方針や京都府が定める実施計画に即して、京都市の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施し、これによりホームレスの自立を積極的に支援すること等により、ホームレスに関する課題の解決を図るため、策定するものです。

なお、第2期計画の目標に掲げる「ホームレスが自らの意思に基づいて安定した生活を営めること」は、京都未来まちづくりプランにおける5つの視点のうち『いのち』の《基本方向1》「人権尊重のまちづくり」、《基本方向2》「誰もが安心して健やかに暮らす」、『ひと』の《基本方向3》「自治・自立・協働のまちづくり」の理念を実現するものです。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

(平成14年8月7日)

全国調査
(平成15年1月~2月)

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
(平成15年7月31日)

京都市基本計画
第2次推進プラン

京都市
ホームレス自立支援等実施計画
(平成16年度~20年度)

連携

京都府

全国調査
(平成19年1月)
(平成20年1月)

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
(平成20年7月31日)

京都市未来まちづくりプラン

京都市
第2期 ホームレス自立支援等実施計画
(平成21年度~25年度)

連携

京都府

3 計画の実施期間

平成21年4月から平成25年度末までの5年間とします。

なお、第2期計画の計画満了前に、実態調査の実施等により市内のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、計画に定めた施策の評価を行い、法律等の動きを踏まえ、次期（第3期）計画策定に反映させます。

14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

【国】

(平成14年8月7日施行)

(平成24年8月7日失効)

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

【国】

(平成15年7月31日策定)

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
(計画期間 平成15年7月31日～平成20年7月30日)

【京都市】

(平成16年8月27日策定)

京都市ホームレス自立支援等実施計画
(計画期間 平成16年度～平成20年度)

【国】

(平成20年7月31日策定)

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
(計画期間 平成20年7月31日～平成25年7月30日)

【京都市】

(平成21年3月策定)

第2期京都市ホームレス自立支援等実施計画
(計画期間 平成21年度～平成25年度)

第2章 第1期計画（平成16年度～平成20年度）の取組状況

1 ホームレス支援施策の実施状況

第1期計画については、平成15年に実施した実態調査を基に策定したものであり、比較的年齢が若く、野宿期間が短期間であるとともに、ホームレスになるまでに比較的安定した生活基盤を持っていた方が多く、かつ、就労による自立意欲が高い方が多いこと等を踏まえ、「京都市自立支援センター」の設置を中心とした、就労による自立の推進をはじめ、個々の状況を勘案した総合的な支援を行ってきました。

2 重点取組項目の取組状況

第1期計画策定後、これまでの間、10の重点取組項目に基づいた施策・事業を掲げ取組を進めてきました。各項目の取組状況・実績は次のとおりです。

ホームレス自立支援事業の推進

平成16年12月に京都市自立支援センター事業を定員20名で開始し、就労による自立意欲をもつホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導援助等を行いました。また、職業相談等の就労による自立支援を行いました（平成18年7月から定員を30名に拡大）。

京都市自立支援センター入所時に、過去の生活状況や職歴等を把握のうえ、ホームレス個々の状況に応じた自立支援プログラムの策定等により、きめ細かな自立支援を行いました。

（保健福祉局）

【京都市自立支援センター利用実績等（16.12.8～20.3.31）】

*入所者数 192名 *退所者数 177名

退所者の就労率 = 66.1%（就労に至った方117名 / 退所者数177名）

	就労に至った方	医療機関入院	施設入所 (ソーシャル入所)	その他
数	117名	3名	2名	55名
割合	66.1% (就労率)	1.7%	1.1%	31.1%

就業機会の確保

京都市自立支援センター等において、インターネット等を活用し、求人情報の収集に努めるとともに、きめ細かな職業相談や公共職業安定所等との連携を図りました。（保健福祉局）

平成17年4月から、七条公共職業安定所に「ホームレス職業相談員」を配置し、職業相談等を実施しました。（京都労働局）

「ホームレス就労支援連絡会議」を開催し、京都労働局及び京都府との連携を図りました。

（京都府・京都労働局・保健福祉局）

ホームレスの雇用促進を図るため、企業向け人権問題情報誌「ベーシック」にホームレスに関する記事を掲載するなど、事業主等に対する啓発活動を行いました。

（保健福祉局、産業観光局）

安定した居住場所の確保

「京都自立支援バックアップセンター」(保証人斡旋事業を実施)と連携し、賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人を確保し、居宅確保に努めました。(保健福祉局)

居宅確保に当たっては、保証人不要の物件や不動産会社の自社物件等を確保し、円滑に居宅への移行が図れるよう努めました。(下京区役所、保健福祉局)

市営住宅の入居に当たり、現行制度の枠組みの中で配慮した取扱い(支援センター入所証明による住民票代替措置等)を行うこととしました。(都市計画局)

民間住宅の情報提供については、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づいて、既に制度化されている高齢者円滑入居賃貸住宅登録情報(高円賃制度)を活用することで、協力的な不動産業者等の情報を提供することを検討しました。また、高円賃制度に協力している事業者により、適切な情報提供等の働きかけを行いました。(都市計画局)

生活相談等による各種ニーズの把握と個別事情に即した支援

各福祉事務所(市内11区14箇所)で生活相談を実施し、必要に応じて生活保護を適用しました。特に、市内においてホームレスが最も多い下京区では、福祉事務所にホームレス専門の担当を配置し、集中的に各種援護施策を実施しました。(下京区役所、保健福祉局)

小規模共同生活支援事業では、60歳以上のホームレスを対象に、単身での生活ができるようきめ細やかな生活指導等を行い、事業開始後約100名のホームレスを支援してきました。(保健福祉局)

女性のホームレスに対しては、女性簡易宿所提供等の活用や年末年始期においては、京都府婦人相談所に入所枠を設けるなど、性差に配慮したきめ細かな支援を行いました。(下京区役所、保健福祉局)

ホームレスの中には負債を抱えている方が多数いることから、これらの問題等を解決するため、平成17年4月から月に1回、京都弁護士会への委託により「ホームレス無料法律相談事業」を開始しました。(保健福祉局)

食料援護として、下京福祉事務所においてパン・牛乳の支給を行いました(土・日を除く)。また、年末年始期においては、中央保護所の入所人員枠の拡大を一時的に行い、さらに、簡易旅館等を借り上げ、宿泊、食事及び入浴等の提供を行うとともに、宿泊援護を受けない方を対象に、食事券(弁当券)及び風呂券の支給等を行いました。(下京区役所、保健福祉局)

自立生活支援員を中央保護所へ派遣し、入所中のホームレスに対して、居宅生活に向けた生活能力等の状況把握を行うとともに、このうち居宅確保の処遇方針が決定した方に対しては、自立した居宅生活の安定を図るために、居宅生活開始前後に集中的な生活支援を行いました。(保健福祉局)

保健及び医療の確保

ホームレスが多く集まっている京都駅周辺を所管する京都市下京保健所においては、福祉事務所や中央保護所と連携して結核検診を実施し、必要に応じて医療機関への受診に繋げました。

(保健福祉局)

中央保護所入所者に対しては、結核検診を受診するよう義務付け、早期発見に努めました。

(保健福祉局)

保健所においては、福祉事務所や関係機関と連携し、ホームレスの生活支援を行いました。特に保健医療の観点から、健康状態を把握し、医療が必要な方には適切な治療や入院ができるよう支援に努めました。

(保健福祉局)

結核対策について、下京保健所においてホームレス支援団体、福祉事務所等の協力を得て、結核予防のためのパンフレットを配布し、知識の普及に努めました。

(保健福祉局)

ホームレスのこころのケアに関する相談については、福祉事務所や中央保護所、京都市自立支援センター等と保健所及びこころの健康増進センターが連携し、精神保健福祉相談や医療機関への受診等、個々のケースに応じたきめ細かな対応を行いました。

(保健福祉局)

生活保護法による保護の実施

ホームレスの心身状況等を踏まえ、医療機関への入院、中央保護所への入所、社会福祉法第2条第3項第8号の無料低額宿泊施設の利用により、生活保護法による保護を実施しました。

中央保護所、京都市自立支援センター、小規模共同生活支援施設等の入所者のうち、退所後も居宅生活が可能と判断された方に対しては、住居を確保し、居宅での保護を適用しました。

(保健福祉局、下京区役所)

【医療機関への入院件数(下京区役所保護課のみ)】

16年度	17年度	18年度	19年度
69件	70件	53件	44件

【居宅確保(敷金等支給)状況】

16年度	17年度	18年度	19年度
269件	187件	176件	183件

ホームレスへの理解の促進と人権擁護

平成17年3月に策定した「京都市人権文化推進計画」において、ホームレスを重要課題として掲げ、個々のホームレスの状況に応じた自立支援施策の推進や、人権教育・啓発の推進、各種民間団体等との積極的な意見交換や情報交換等を施策のあり方に位置づけました。

(文化市民局)

人権相談・救済に関する情報交換と円滑な取次を目的として、平成19年8月に「京都市人権相談・救済ネットワーク」を立ち上げ、その一環として、人権相談・救済に関する機関や制度をまとめた「京都市人権相談マップ」を作成しました。

(文化市民局)

京都地方法務局、京都市人権擁護委員協議会との連携・協力により、人権擁護委員による特設人権相談を「市民生活センター」において毎月1回開設し、ホームレスを含め、人権について気軽に相談できる場を提供しました。

(文化市民局)

人権についての理解を促進し、偏見や差別意識を解消するため、人権問題を取り上げたパネルを作成し、活用できるようにしています。そのなかでホームレスの自立支援への理解を深めるためのパネルを作成し、活用することで人権教育・啓発を推進しました。

(文化市民局、保健福祉局)

企業向け人権問題情報誌「ベーシック」において、事業主に対しホームレスへの理解などを啓発する記事を掲載するとともに、市民向け人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」において、記事「ホームレスの自立を願って」として、ホームレス関連施設の関係者のインタビューを通して、ホームレスの方の置かれている状況と、自立に向けての支援活動の状況を掲載しました。

(文化市民局、産業観光局)

ホームレス等の安全確保

警察庁から各都道府県警に対し、関係機関、管理者等との連携に努めるとともに、地域住民に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等に対する指導取締り等の推進等についての指示が出されました。

(京都府警察)

本市においても、様々な機会を捉えて、警察等との連携を図り、地域安全活動等の実施に努めました。

(京都府警察と保健福祉局との連携)

地域における生活環境の改善

道路に無断で物件を放置するなどの行為は、道路法で禁止されているので、ホームレスが道路上にテントを設置することや荷物を放置することは違反行為であり、これらの物件については、所有者等に撤去指導を行いました。（建設局）

ホームレスに対して、公園等からの退去を促すため、本人の自立に向けて、定期的に本人と話し合い、自立の意欲があれば、福祉事務所への相談に同行しました。（建設局）

橋梁の下など河川内に起居するホームレスは、常に河川の増水による生命の危険にさらされているため、定期及び随時の現地指導により退去を促しました。また、河川での工作物の設置や物件の放置は、洪水の拡大にもつながりかねず、河川法で禁止されている行為であるため、是正に取組みました。（河川管理者）

地域及び民間団体等との連携

「京（みやこ）・地域福祉推進プラン」の重点項目である「地域福祉パイロット事業」において、ホームレスを支援する団体へ助成金を交付し、地域社会におけるネットワーク活動の支援を行いました。

日常的にきめ細かなホームレス支援活動を実施している各種民間団体等や当事者団体と適宜協議を行う等、ホームレスのニーズを把握するとともに、連携の強化に努めました。

NPOや地域住民等によるボランティアの幅広い参加により、地域福祉を住民全体で支えあう「共助」の社会の構築を目指すため、「福祉ボランティアセンター」を中心に、活動に対する理解の促進、市民参加の促進、ネットワークづくり、活動のための環境整備などの総合的な取組を進めました。

（保健福祉局）

第3章 ホームレスの現状

1 全国調査の概要

国は、法第14条に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する施策の実施に資するため、平成19年1月及び平成20年1月に全国調査を実施しました。

具体的には、都市公園、河川、道路、駅舎、その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる方を対象とした、全市区町村における目視によるホームレス数の概数調査（平成19年1月・平成20年1月ともに実施）と、全国で約2,000人を対象とした面接による生活実態調査（平成19年1月のみ実施）が行われました。

2 京都市におけるホームレスの状況

(1) ホームレスの数等

～平成20年1月全国調査結果 **概数調査のみ実施**から～

ア ホームレスの等

全国では16,018人、都道府県別にみると、大阪府（4,333人）、東京都（3,796人）、神奈川県（1,720人）、都市別にみると、大阪市が3,647人、次いで東京都23区が3,436人、福岡市が782人、横浜市が649人、川崎市が635人、名古屋市が608人、その次に京都市が383人で、指定都市（東京都23区を含む）の中で7番目に多い状況にあります。

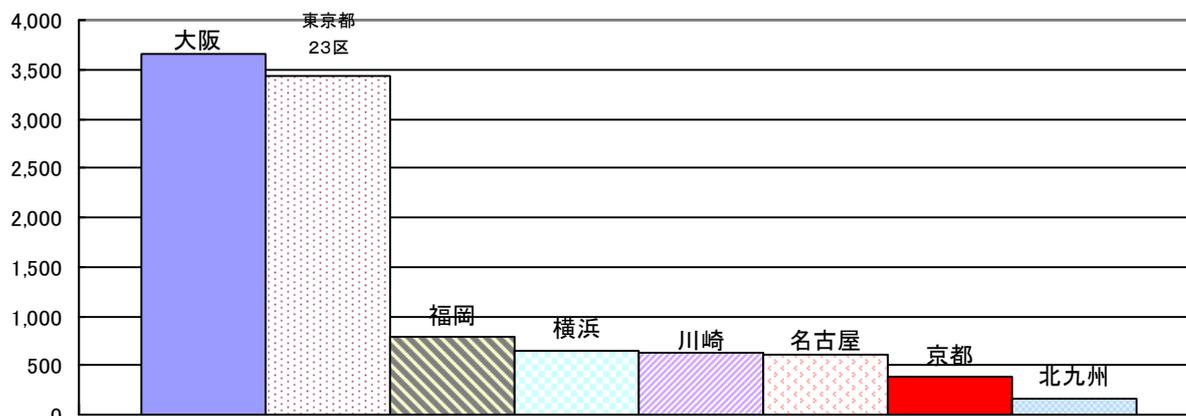
なお、平成15年に行った調査結果の624人より、241名少ない（約39%減）結果となり、全国平均（約37%減）よりも減少率が高い状態となっています。

これは、雇用情勢の好転による影響が大きいところではありますが、本市においては、居宅確保の取組や京都市自立支援センター等を中心とした就労自立支援施策の効果であるものと推察しています。

指定都市等の状況

大阪	東京都 23区	福岡	横浜	川崎	名古屋	京都	北九州
3,647人 (2,956)	3,436人 (2,491)	782人 (+175)	649人 (+179)	635人 (194)	608人 (1,180)	383人 (241)	162人 (259)

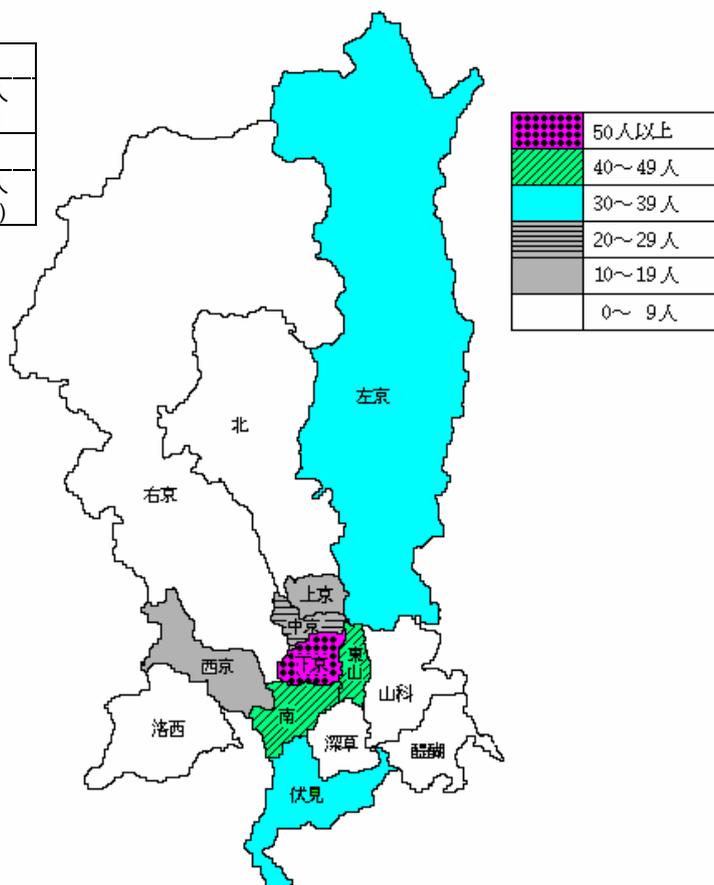
()内は平成15年調査時との比較



各区・支所別内訳

北	上京	左京	中京	東山
3人 (13)	19人 (16)	35人 (12)	24人 (73)	49人 (3)
山科	下京	南	右京	西京
9人 (3)	133人 (19)	42人 (13)	4人 (15)	19人 (14)
洛西	伏見	深草	醍醐	
4人 (±0)	38人 (44)	3人 (8)	1人 (8)	
合計				
383人 (241)				

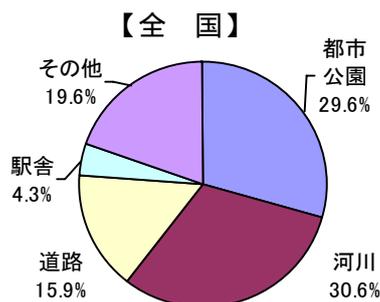
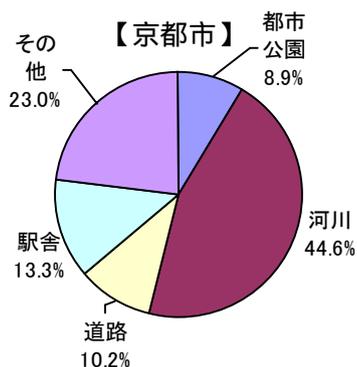
()内は平成15年調査時との比較



イ ホームレスが生活している場所

「河川(河川敷や橋梁下)」が171人(44.6%)と最も多く、次いで「その他」が88人(23.0%),「駅舎」が51人(13.3%)といった状況にあり、全国結果(最も多い「河川」が30.6%)と比べて、鴨川等の「河川」で生活しているホームレスが多いということが本市の特徴といえます。

	都市公園	河川	道路	駅舎	その他	合計
男	32人 (94)	154人 (74)	28人 (54)	46人 (8)	62人 (+7)	322人 (223)
女	1人 (+1)	7人 (2)	1人 (2)	1人 (1)	2人 (4)	12人 (8)
不明	1人 (1)	10人 (13)	10人 (3)	4人 (2)	24人 (+9)	49人 (10)
合計	34人 (94) [8.9%]	171人 (89) [44.6%]	39人 (59) [10.2%]	51人 (11) [13.3%]	88人 (+12) [23.0%]	383人 (241)
全国	4,737人 [29.6%]	4,907人 [30.6%]	2,550人 [15.9%]	681人 [4.3%]	3,143人 [19.6%]	16,018人



(2) 京都市におけるホームレスの特徴

～平成19年1月全国調査結果 生活実態調査を実施から～

平均年齢は全国平均よりもやや高く、それに伴って健康状態が悪い方が全体の過半数を占めており、また就労自立を希望する者が少ない。
 福祉サービス等を利用するホームレスの割合が高く、今後も福祉制度の利用を希望する方が多い。
 ブルーシートによるテントや小屋を常設するホームレスは全国平均よりも少ない等、起居する場所が決まっていない方の割合がやや高く、河川敷を起居する方が約5割を占めている。

ホームレスの高年齢化，野宿期間の長期化，就労自立する意欲が低い方の割合の増加

ホームレスの平均年齢は58.1歳と全国平均(57.5歳)よりもやや高く、平成15年調査と比べても4歳上昇・高年齢化しています。

また、野宿生活期間は、1年未満の方は35.3%で、前回調査から大幅に減少している一方で、野宿期間5年以上が29.3%を占め、前回調査から大幅に増加しています。

今後どのような生活を望んでいるかについては、野宿期間が1年未満では「きちんと就職して働きたい」と回答していた方が50%を占めていますが、野宿期間が1年以上になると「きちんと就職して働きたい」と回答した方の割合が少なくなるという特長が見られます。さらに、「今のままでいい」と回答した方のうち、野宿期間5年以上が87.5%を占める等、野宿期間が長期化するに伴い、自立を図ろうとする意欲が低下することが伺えます。

	本市		全国	
	15年2月	19年1月	15年1~2月	19年1月
・平均年齢	54.1歳	58.1歳	55.9歳	57.5歳
・ホームレス期間が1年未満の方	51.6%	35.3%	30.8%	22.9%
・ホームレス期間が5年以上の方	8.0%	29.3%	24.0%	41.4%
・現在体に具合の悪いところがある方	58.0%	64.2%	48.4%	49.9%
・「きちんと就職して働きたい」ことを望む方	65.9%	34.6%	49.7%	35.9%
・現在求職活動をしている方	44.3%	27.2%	32.0%	19.6%

(今後の希望と野宿期間のクロス集計)

	1年未満	1~3年未満	3~5年未満	5年以上
・きちんと就職して働きたい	50.0%	14.3%	17.9%	17.9%
・行政からの支援を受けながら、軽い仕事をしたい	36.4%	45.5%	18.2%	0.0%
・今のままでいい	12.5%	0.0%	0.0%	87.5%

福祉サービス等利用経験者が多く、今後も福祉サービスの利用を希望するホームレスの割合が高い。これまでに生活保護や福祉サービス等を利用したことがある方は、前回調査よりも減少しているものの、全国と比べて非常に高い割合となっています。また、今後の生活において「行政の支援を受けながら軽い仕事をしたい」、「就職することができないので福祉制度を利用して生活したい」と答えた方の割合が増加しており、福祉サービス等を利用するホームレスの割合が高い状況となっています。

	本市		全国	
	15年2月	19年1月	15年1~2月	19年1月
・これまでに生活保護制度を利用したことがある。	55.7%	40.7%	24.5%	24.3%
・その他ホームレスに対する支援を利用したことがある	93.2%	77.8%	72.9%	42.1%
・行政からの支援を受けながら、軽い仕事をしたい	12.5%	13.6%	8.6%	10.8%
・就職できないので何らかの福祉制度を利用して生活したい	1.1%	16.0%	7.5%	10.1%

ブルーシートによるテントや小屋を常設するホームレスは全国平均よりも少ない等、起居する場所が決まっていないう方の割合がやや高く、河川敷を起居する方が約5割を占めている。

本市におけるホームレスの特徴として、鴨川を中心とした河川敷を起居するホームレスが、全国に比べても多い結果となっています。

また、ブルーシートによるテント又は小屋を常設するホームレスが少ない等、起居する場所を一定の場所に決めている定住型のホームレスが全国平均よりも少ない状況となっています。

	本市		全国	
	15年2月	19年1月	15年1~2月	19年1月
・起居の場所は一定の場所で決まっている。	-	75.6%	-	84.4%
・廃材やブルーシートによるテント又は小屋を常設	31.0%	35.4%	54.4%	50.6%
・ダンボール等を利用して寝場所を作成	35.0%	23.2%	23.2%	19.0%
・簡単な敷物を敷いて寝ている	23.0%	29.3%	12.5%	19.7%

【参考】《平成21年1月全国調査結果 概数調査のみ実施》

指定都市等の状況

大阪	東京都 23区	福岡	横浜	川崎	名古屋	京都	神戸
3,724人 (+77)	3,105人 (-331)	969人 (+187)	697人 (+48)	691人 (+56)	641人 (+33)	335人 (-48)	151人 (+2)

各区・支所別内訳

北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	洛西	伏見	深草	醍醐	合計
5 (+2)	21 (+2)	26 (-9)	22 (-2)	29 (-20)	4 (-5)	109 (-24)	37 (-5)	5 (+1)	16 (-3)	3 (-1)	53 (+15)	3 (±0)	2 (+1)	335 (-48)

()内は、20年1月調査との比較

第4章 ホームレス支援施策の推進方策

1 目標及び取組の三つの柱

国の基本方針では、就業の機会、安定した居住場所の確保、保健及び医療の確保、人権の擁護等、ホームレスの課題に対する12の取組方針が示されています。

本市では、これらの取組方針を踏まえて、また、本市のホームレスの現状や優先順位を考慮した必要な施策等を総合的に勘案しながら、「ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めること」を目標に「取組の三つの柱」を定め、さらに重点取組項目を設けて、これに基づく施策を推進することによって、目標を達成しようとするものです。

【目標】

ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めること

【取組の三つの柱】

- 1 総合的な支援
- 2 自立支援施策の推進
- 3 居宅生活を継続させるための支援と地域社会における理解

総合的な支援

平成20年国基本方針では、ホームレスの自立支援に際しては、「就業の機会が確保されることが最も重要であり、併せて、安定した住居の場所が確保されることが必要である。その他保健及び医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずる必要がある」とされています。

このことを踏まえて、本市内はもとより、国及び京都府も含めた関係行政機関が密接に連携したうえで、個々の自立支援施策を、ホームレスの状況に応じて有効かつ速やかに活用しながら、総合的な支援を推進します。

自立支援施策の推進

就労による自立を支援する施設である「京都市自立支援センター」を中心とした、個々のホームレス自立支援施策を推進します。

また、京都労働局、京都府とも連携し、就業機会の確保に努めます。

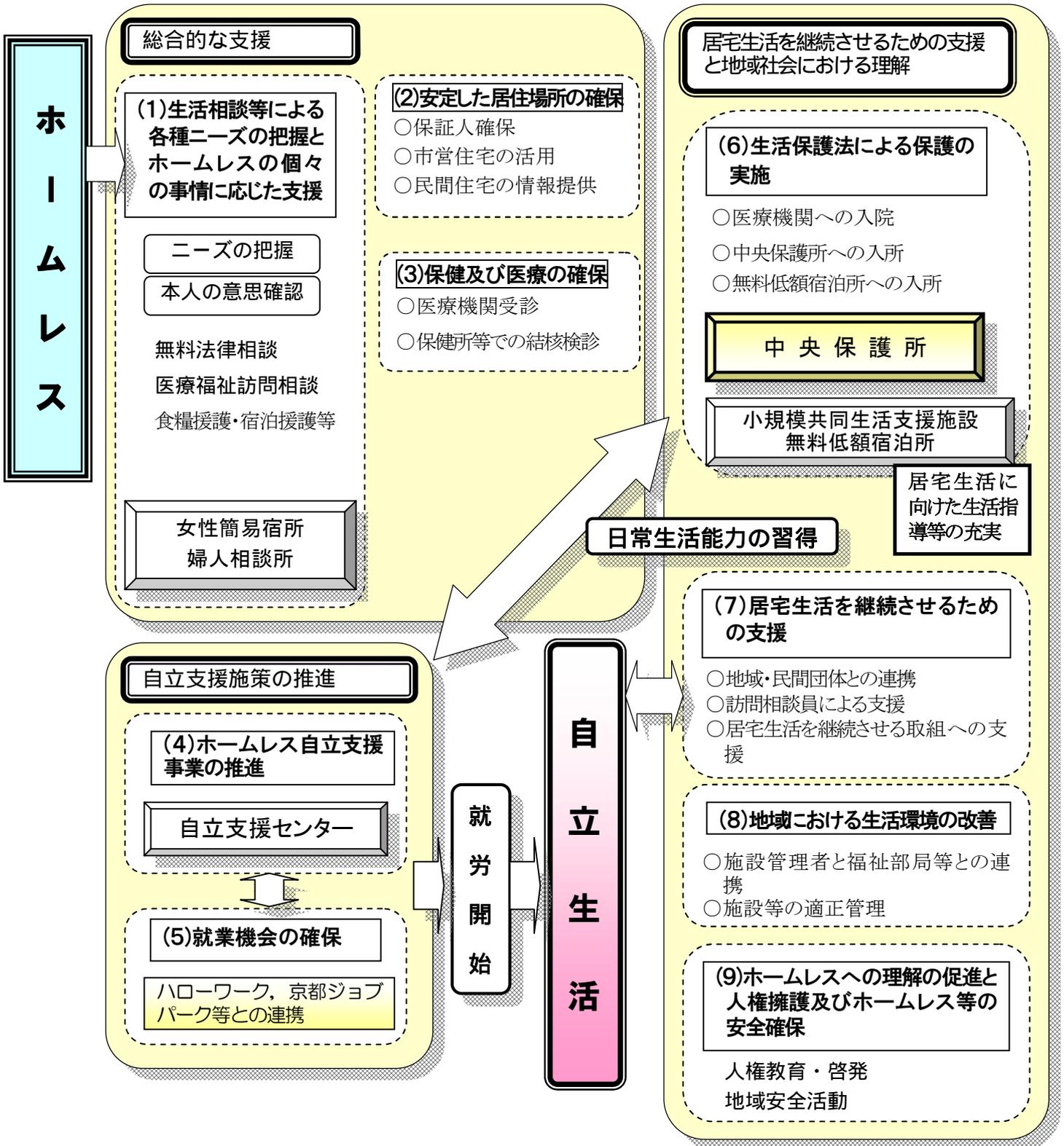
居宅生活を継続させるための支援と地域社会における理解

ホームレスの高年齢化、野宿期間の長期化、健康状態が悪い方の増加等により、就労による自立が困難なホームレスの増加が見込まれるため、居宅での生活を送るための支援を行う必要があります。

また、居宅確保後、再び野宿生活に戻ることをないよう支援する必要がありますが、そのためにはホームレス問題についての地域社会の理解と、ホームレスを日常的に支援している民間団体等との連携は不可欠です。このため、地域社会における理解に向けて、市民啓発等を推進するとともに、民間団体等との連携・協力を努めます。

《ホームレス支援施策の体系》

【目標】ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めること



2 具体的な取組方策

本市においては、目標を達成するために9の重点取組項目を設けて、ホームレスの自立の支援を推進していきます。

(1) 生活相談等による各種ニーズの把握と個別事情に即した支援

評価と課題

ホームレスは大別すると、就労意欲はあるものの仕事がなく失業状態にある方、医療や福祉等の援助が必要な方、一般社会生活から逃避している方という三つのタイプがあり、これに社会生活への不適応、借金等による生活破綻、アルコール依存症等の個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースが多い状況です。このため、個別の事情に即した支援を進めていく必要があります。

女性ホームレスに対しては、中央保護所へ入所できない状況にあることから、引き続き、女性簡易宿泊所提供等の活用や性差に配慮した上で、他の施設の活用も検討していく必要があります。

住居喪失不安定就労者（ネットカフェ難民等）に対しては、仕事を辞めたことが原因で住居を失った者が過半数を占めていることから、安定した住居の確保に努めていく必要があります。

解雇や雇用期間満了による雇い止め等に伴い、それまで入居していた社員寮からの退去を余儀なくされる方に対しては、速やかに関係機関との連携を行い、野宿生活に至らないように迅速な対応が求められます。

ホームレスのニーズについては、当事者団体や関係団体との意見交換や協議を行う中で把握し、限られた予算の範囲において、必要な施策を実施することができました。

福祉事務所及び関係機関が行う相談については、きめ細かな対応ができましたが、これらの相談機関まで行くことが困難なホームレスへの対応が求められます。

今後の方向性

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、ホームレスの個々のニーズに応じた対策が必要であり、こうしたニーズに的確に応えられるよう、関係機関の強い連携に基づいた総合的な相談体制の確立が必要です。

ア 福祉事務所及び関係機関が行う生活相談による総合的なニーズの把握

福祉事務所及び関係機関における生活相談を、民間団体と連携しながら実施することにより、ホームレス個々の状況に応じた総合的なニーズの把握に努めます。

（保健福祉局，下京区役所）

（ア）就労意欲はあるものの仕事がなく失業状態にある方については、ハローワークや京都ジョブパーク等との連携により、就業の機会の確保を図ります。

また、京都市自立支援センターを中心とした自立支援事業の推進に努めます。

(イ) 医療や福祉等の援助が必要な方については、適切な医療が受けられるよう関係機関との連携を図ります。

(ウ) 一般社会生活から逃避している方については、ホームレス医療福祉訪問相談事業を含めた各種相談の機会を通じて、社会生活に復帰できるよう支援を進めます。

(エ) 女性のホームレスに対しては、女性簡易宿所提供等の活用を図りつつ、性差に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、京都府婦人相談所等の関係機関と連携強化に努めます。

(オ) 住居喪失不安定就労者（ネットカフェ難民等）に対しては、過半数の方が住居確保のための相談窓口や正確な情報が得られる機会等を希望していることから、安定した住居の確保を図るとともに、あらゆる相談に応じられるよう相談体制の充実に努めます。

(カ) 解雇や雇用期間満了による雇い止め等に伴い、社員寮からの退去を余儀なくされる方に対しては、就労能力や就労意欲が高い方が多いことが見込まれるため、公共職業安定所等の関係機関への相談に繋げるとともに、京都市自立支援センターへの入所等も検討し、早期に就業機会の確保を図ることにより、野宿生活に至らないよう努めます。

イ 医療福祉訪問相談事業による各種施策への橋渡し 【新規】

ホームレス又はホームレスとなるおそれのある方の起居する場所を訪問し、これらの方と直接面接を行い、日常生活に関する相談等を行います。

また、実施に当たっては、公共施設管理者等と連携し、鴨川等の公共施設に起居するホームレスについての情報交換等に努めます。 (保健福祉局)

ウ 債務問題等を抱える方への支援

ホームレスの中には負債を抱えている方が34.6%を占める等、債務等の法律的な問題を抱える方が少なくありません。このため、「ホームレス無料法律相談」について、京都弁護士会への委託により、引き続き実施していきます。 (保健福祉局)

エ 食糧援護、年末年始宿泊援護事業等の実施 【充実】

食糧援護及び年末年始宿泊援護事業等、現在実施している福祉施策については、今後も継続して実施していきます。なお、食糧援護については、これまでの月曜から金曜までの配布に加えて、土曜・日曜分も拡大し、毎日分の配布を実施します。 (下京区役所、保健福祉局)

(2) 安定した居住場所の確保

評価と課題

市営住宅の単身入居における資格審査において、戸籍上の婚姻関係にある方、年齢要件等の無資格者への対応を検討する必要があります。

市営住宅の単身入居における応募倍率が非常に高倍率であり、戸数も限られていることから、他の応募者との公平性に配慮しつつ、現行の制度の枠組みの中で配慮する必要があります。

市営住宅や民間住宅への入居に当たっては、自立した日常生活や相隣関係の問題などに関し、福祉施策としての入居後の居住サポートが必要になってくるなどの課題があります。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律の成立など、要配慮者への居住の安定に関して民間住宅市場の果たす役割が示されてきていますが、必ずしも、法の趣旨について業界団体や賃貸住宅事業者に対する十分な周知、理解がなされているとはいえない状況です。

今後の方向性

就業機会の確保や福祉施策の活用等を通じて、地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となった方に対し、安定した居住場所を確保するための支援等を行います。

ア 保証人確保に向けた支援団体との連携

ホームレスの多くが、家族や親族との連絡が途絶えている実情に鑑み、賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において、「京都自立支援バックアップセンター」（保証人斡旋事業を実施）との連携等により支援します。（保健福祉局）

イ 市営住宅における単身者向け募集制度の活用等

中高年の単身者が多いホームレスの実態に鑑み、ホームレス自立支援事業等を通じて就労の機会が確保されるなど、自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、引き続き、市営住宅における単身者向け募集制度の活用等に配慮します。（都市計画局、保健福祉局）

ウ 民間住宅の情報提供

自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対し、入居可能な民間賃貸住宅に関連する情報を提供します。（都市計画局、保健福祉局）

エ 民間賃貸住宅に係る団体等への制度周知 【新規】

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律等においても、要配慮者への居住の安定に関する民間住宅市場の果たす役割が示されていることから、民間賃貸住宅に係る団体等に対し、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の趣旨等を周知するよう要請します。

（都市計画局、保健福祉局）

(3) 保健及び医療の確保

評価と課題

保健所は福祉事務所やホームレスの支援団体との連携を密にして、個々の心身状況に応じた適切な医療の確保や結核対策、こころのケア等に努める必要があります。

炊き出し会場へ検診車を配置した多人数の結核検診など、より効果的な結核対策について検討が必要です。

ホームレスの中には、アルコール依存症やうつ病に罹患していたり、眠れないなど心の健康の不調を訴える方がいます。また、施設等に保護されたり入所した時に、対人関係のトラブルとなることがあり、こころのケアの必要な方が増えています。このため、今後も一層、福祉事務所や中央保護所、京都市自立支援センター等と保健所及びこころの健康増進センターが連携し、対応していく必要があります。

今後の方向性

ホームレスは、その置かれている生活環境から衛生状態の改善が困難なことが多く、その結果、こうした状態を抜本的に解消するためには、自立へ向けた取組が重要です。

しかしながら、自立に至らないホームレスについては、個々の心身状況に応じた適切な医療の確保や結核対策、こころのケア等が必要であり、福祉事務所と保健所の連携はもとより、広く積極的にホームレスの支援を行っているNGO等民間団体と連携した取組を行っていきます。

ア 適切な医療の確保

福祉事務所や保健所における相談の中で、健康状態の把握に努め、医療を必要とする方に対しては、福祉事務所と保健所が連携して適切な治療や入院ができるよう支援していきます。

また、病気等により急迫した状態にある方及び要保護者が医療機関に緊急搬入された場合については、早急に実態を把握したうえで、生活保護による適切な保護に努めます。(保健福祉局)

イ 結核対策

ホームレスは、生活環境が良好でなく、受診機会も少ないことから、保健衛生上、結核対策は特に重要です。

しかし、住所が定まらないホームレスの場合、結核に罹患し、医療機関での治療を受けても、継続的な受診や服薬指導が困難な場合が多く、不完全な治療による再発や薬剤耐性化を防ぐため、NGO等民間団体と連携した取組が必要です。

(保健福祉局)

(ア) 各保健所・支所においては、医療機関から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくホームレスの結核発生届出があった場合、面接調査を行い、服薬指導等を継続して行います。

(イ) 福祉事務所における生活相談時や施設入所時等において、結核に罹患している可能性のあるホームレスがいる場合は、福祉事務所と保健所は連携して速やかに検診を実施し、精密検査や入院治療等が必要な場合には、医療機関での受診や入院ができるよう支援していきます。

(ウ) ホームレスが多い地域においては、保健所は、ホームレスの支援を広く積極的に行っているNGO等民間団体と連携して、結核検診の受診を働きかけるとともに、より多くの方が受診できるように努め、疾病の早期発見に努めます。

そして、来所・受診時には、結核以外の疾病も含めて健康状態を把握し、必要に応じて福祉事務所と連携して医療機関での受診や入院に繋げていくとともに、服薬指導等を実施し、病状の悪化や他への感染等を防止します。

ウ ホームレス保健サービス支援事業（仮称）【新規】

ホームレス医療福祉訪問相談事業との連携により、結核やこころのケア等の専門的な知識が必要な相談に対応するため、保健師、看護師、精神保健福祉士等がホームレスの起居する場所に訪問し、健康相談や健康情報の提供等を行うとともに、必要に応じて専門機関への同行等を支援する「ホームレス保健サービス支援事業（仮称）」の実施を検討します。

（保健福祉局）

エ ホームレスのこころのケア

こころのケアが必要なホームレスについては、保健所や京都市こころの健康増進センター等の精神保健福祉の関係機関及び福祉事務所が連携、協力し、必要に応じて精神保健福祉相談を実施するとともに、医療機関への受診等、専門機関に繋げるよう支援します。

（保健福祉局）

(4) ホームレス自立支援事業の推進

評価と課題

本市の自立支援センター退所者の就労率は、全国平均を上回る状況であり、就労意欲の高いホームレスに対して、きめ細かな自立支援が実施できている結果であると考えます。

ホームレスの高年齢化、野宿期間の長期化に伴い、就労意欲が低下する傾向にありますが、心身状態から、就労が可能なホームレスに対しては、就労意欲の喚起や就労自立に繋がるような対策が求められます。

就労経験のない若年ホームレスや住居喪失不安定就労者など、多種多様なホームレスの状況を把握し、個々のニーズに対応した適切な自立支援プログラムの策定に努める必要があります。

今後の方向性

ホームレスの就労意欲は低下しているものの、アンケートの結果、今後の生活について、「就職して働きたい」と答えたホームレスが約35%を占めるなど、就労による自立を目指すホームレスは多数存在しています。このため、平成16年に設置した京都市自立支援センターを中心に、就労による自立意欲を有するホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導援助等を行うとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援する「ホームレス自立支援事業」の推進に努めます。

ア 自立に向けた日常生活上必要なサービスの提供等

京都市自立支援センターの利用者に対し、宿所及び食事の提供等、日常生活上必要なサービスを提供するとともに、医療が必要な場合は、福祉事務所又は保健所等が連携のうえ、必要な医療の確保に努めます。
(保健福祉局)

イ 自立支援プログラムの作成

京都市自立支援センター入所時に、過去の生活状況や職歴等を把握のうえ、ホームレス個々の状況に応じた自立支援プログラムの策定等により、きめ細かな自立支援を実施します。
(保健福祉局)

ウ 職業相談の実施

京都市自立支援センター利用者に対して、公共職業安定所や京都ジョブパーク等との密接な連携の下で職業相談を行うなど、積極的な就労支援を行います。
(京都労働局，京都府，保健福祉局との連携)

エ 生活相談その他自立生活に向けての総合的な支援

京都市自立支援センター利用者に対して、生活相談や社会生活に必要な生活習慣を身につけるための指導援助を行うとともに、住民登録、住宅保証人の確保、住宅情報の提供、その他自立生活に向けての総合的な支援を行います。
(保健福祉局)

オ 退所者等に対するアフターケアの実施

就労により京都市自立支援センターを退所した方のアフターケアを適宜実施します。
また、利用期間中に就職活動を十分に行ったにも関わらず、就労による自立ができなかった場合、または、利用期間中に傷病等により就労が困難となった場合は、福祉事務所と連携して適切な処遇の確保に努めます。
(保健福祉局)

(5) 就業機会の確保

評価と課題

就労意欲のあるホームレスに対しては、公共職業安定所・京都ジョブパーク等でのきめ細かな職業相談等により、就労による自立を図ることができましたが、職業能力の開発や向上を図るための企画については、十分な取組ができなかったため、引き続き、関係機関と協議を行う必要があります。

ホームレスの高年齢化が進む中で、働く意欲のあるホームレスが就労できるような取組を行っていくことが必要です。特に就労に資する技能習得を目的とした職業訓練については、住居を有していないと利用できないため、一定の住居を提供し、職業訓練が受講できる仕組みづくりの構築が求められます。

京都市自立支援センター入所者で就労に至った方の主な就労先は、警備関係や製造関係が半数を占めており、いずれも収入の面では不安定な状況にあることから、他業種にも就労先が広がるよう啓発活動等を含め、様々な取組を検討していく必要があります。

平成17年に市民3,000人を対象に実施した人権に関する意識調査結果において、「ホームレスの人権が守られるために特に必要なことは」という設問に対し、51.1%の方が、「雇用主に対する啓発活動による就業機会の確保」と回答されていることから、事業主等に対する啓発活動を続けていく必要があります。

本市においては、平成20年4月、雇用創出に関する担当を設け、庁内の連携を緊密に行うとともに、雇用・労働行政を担う国や府との融合を図っています。今後は、ホームレスが就労に繋がる具体的な施策が展開できるかが課題です。

今後の方向性

ホームレスの就業による自立を図るために、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じて、就業の機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めます。

また、京都労働局、京都府とも連携し、ホームレスに適した就職に有利となる資格の取得を目指すとともに、資格取得までの間の拠点となる宿所の確保を検討します。

ア きめ細かな職業相談の実施

ホームレスの就業ニーズに的確に対応することができるように、京都市自立支援センター等において、インターネット等を活用した求人情報の収集に努めるとともに、きめ細かな職業相談を実施するため、公共職業安定所や京都ジョブパーク等と連携していきます。（保健福祉局）

イ 職業訓練機会の確保 【充実】

求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図るために、京都府及び公共職業安定所等の関係機関と連携し、就労に資する技能修得を目的とした職業訓練の機会の提供に努めます。

また、資格取得や職業訓練等については、就職に繋がるまで時間を要することが想定されるため、資格取得や職業訓練受講に向けた生活の拠点として無料低額宿泊施設の活用等を検討します。（京都労働局、京都府、保健福祉局との連携）

ウ 「ホームレス就労支援連絡会議」の定期的な開催

「ホームレス就労支援連絡会議」を定期的に開催し、京都労働局及び京都府との連携により、ホームレスの就業機会の確保や、就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図るための企画を検討します。
(京都労働局、京都府、保健福祉局との連携)

エ 事業主等に対する啓発活動の実施

今後ともホームレスの雇用促進を図るため、情報誌等を通じ、事業主等に対する啓発活動を行っていきます。
(保健福祉局、産業観光局)

(6) 生活保護法による保護の実施

評価と課題

中央保護所については、これまでから緊急時における一時宿泊施設的な役割を果たすために一週間以内の入所を基本とする運営を行ってきました。しかし、ホームレスの高年齢化・野宿期間の長期化等による就労が困難なホームレスに対しては、居宅を確保し、居宅での生活を定着させるため、基本的な生活習慣や金銭管理能力等を身に付ける必要があり、更生施設本来の役割を果たすことが求められています。

ホームレスの入所施設である中央保護所、京都市自立支援センター、小規模共同生活支援施設等については、各施設の機能に応じて入所要件を設けていますが、要件を満たしていない方が入所されている状況にあります。このため、入所要件の見直しやホームレスに適応した施設を見極めるためのアセスメントの充実を図る必要があります。

今後の方向性

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の生活困窮者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないとする観点から、適切な対応を行います。

また、ホームレスに対しては、個々の状態に応じたきめ細かな支援を行っていきませんが、高齢のホームレスや身体に不調を訴えるホームレス等、就労による自立が困難なホームレスの増加が見込まれるため、これらのホームレスに対しては、引き続き、居宅確保や生活保護適用の取組に努めます。

さらに、野宿生活の長期化により、直ちに居宅生活を送ることが困難なホームレスへの処遇が重要となってくるため、ホームレスが居宅確保後に健全な社会生活を営むことができるよう「中央保護所」の機能の見直しや他の施設との連携等について、ホームレス施策全般についての検討を進めます。

ア ホームレスの状況に応じた保護の実施

(ア) 要保護者等の状況に応じ、原則として、医療機関への入院、中央保護所への入所又は社会福祉法第2条第3項第8号の無料低額宿泊施設の利用により、必要な保護の適用を検討します。

なお、要保護者等が女性である場合には、この他に京都府婦人相談所又は女性簡易宿所の利用もあわせて検討します。

(イ) 無料低額宿泊施設を利用する要保護者については、居宅の例に準じて保護を適用します。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)による要保護者等のうち、引き続き保護が必要で、病院・施設等の指導、指示を遵守し、入院・入所期間中における生活状況等から退院・退所後の居宅生活が可能と判断される方については、居宅による保護を適用します。(下京区役所、保健福祉局)

イ 居宅生活に向けた支援等が必要な方に対する支援 【充実】

安定した居宅生活に向けた支援が必要と判断される方に対しては「小規模共同生活支援施設」への入所等によりきめ細かな支援を行います。また、より一層の支援を図るため「ホームレス自立生活支援員」の増員を図ります。

なお、居宅生活が困難と認められる場合には、社会福祉施設等への入所を検討します。(保健福祉局)

ウ 中央保護所による生活指導等の実施 【充実】

(ア) 更生施設である中央保護所については、今後増加することが見込まれる就労自立が困難な高齢のホームレス等を入所させ、退所後健全な社会生活を営むことができるよう個々の状況に応じた支援を行うための施設への転換を目指します。また、転換に当たっては、これまで施設運営の実績がある法人等へ指定管理者の指定の検討も行います。

(イ) ホームレス生活からの脱却を目指すための施設である「中央保護所」、「京都市自立支援センター」、「小規模共同生活支援施設」等については、施設の機能に応じて、入所要件等を設定していますが、ホームレスが適合する施設を見極めるため、中央保護所におけるアセスメント入所の実施を検討します。(保健福祉局)

(7) 居宅生活を継続させるための支援

評価と課題

居宅確保後、元ホームレスが地域社会において、居宅生活を継続させるためには、地域住民の理解が必要であることから、ボランティア団体や地域連携の強化に努めていく必要があります。

ホームレス支援団体に限らず、今後は地域におけるあらゆる団体が、ホームレスへの支援を行うことができるよう、サポート体制作りが求められます。

ホームレスの自立を支援する施策の実施に加え、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、地域福祉の推進を図ることが求められます。

今後の方向性

ホームレスの自立支援施策を推進するに当たっては、地域の実情を把握している民生委員・児童委員及びホームレスに対する日常的な支援活動を実施している各種民間団体等が重要な役割を果たすことから、積極的に意見交換や情報交換を行いながら、連携や協力等を行います。

また、ホームレス生活から脱却した元ホームレスが再び野宿生活に戻ることにないよう、訪問相談員による相談や各種サポート事業等を実施する団体に対しての助成を検討します。

ア 地域での理解と連携 【充実】

(ア) 地域福祉の推進

住民、公共的団体及び行政が対等の立場で協働し、地域福祉を推進していくための、「京(みやこ)・地域福祉推進指針」に基づき、地域社会におけるホームレスの理解と支援に努めます。

(イ) ボランティアの活動を促進する環境づくり

市民がボランティアに参加しやすい環境づくりを進めるため、「京都市福祉ボランティアセンター」等において、ボランティア活動への支援を行います。

(ウ) 民生委員・児童委員等との連携強化

民生委員・児童委員等については、ホームレスに関する研修会を開催し、ホームレスに関する諸問題の解決に向けた取組に努めます。

(エ) 地域の実情に応じた支援策の検討

地域の実情やホームレスの個々の問題を把握し、ホームレス問題に関する協議、調整、相談事業計画の企画立案及び策定やホームレスに対する相談活動を効果的に行えるようにするため、行政、ホームレス支援団体、地域住民等で構成する協議会の設置を検討します。

(オ) 鴨川等における取組

鴨川等に起居するホームレスに関する具体的な取組については、京都府鴨川条例に基づき設置されている「鴨川府民会議」における意見交換で出された意見等も参考にして、検討を行います。

(保健福祉局)

イ 民間団体との連携

(ア) 日常的にきめ細かなホームレス支援活動を実施している各種民間団体等と、適宜協議を行うなど、連携強化に努めます。

(イ) 京都市が実施するホームレスに対する各種施策について、必要に応じて民間団体に運営委託を行うなど、民間団体の能力の積極的な活用を図ります。

(保健福祉局)

ウ 居宅生活を継続させるための支援 【新規】

(ア) 元ホームレスが居宅確保、居宅での生活を始めたものの、地域に馴染めず孤立することも想定されます。このため、生活上の不安等を除去することや各種相談に応じるホームレス医療福祉訪問相談員を定期的に派遣し、再び野宿生活に戻ることのないようサポートしていきます。

(イ) 元ホームレスが居宅生活を継続させるための取組を実施している団体等に対して、事業に係る費用を助成する「ホームレス地域サポート支援事業」の実施を検討します。また、効果のあった事業については、それらの成果をとりまとめ、多くの団体に提供できるような仕組みを構築します。

(保健福祉局)

(8) 地域における生活環境の改善

評価と課題

都市公園等の公共施設の管理者は、施設の適正な利用を確保するために必要な指導を行う必要がありますが、単に退去指導を行うだけでは、ホームレスの自立の支援に繋がらないため、雇用、住居、生活相談等ホームレスの自立の支援等に関する施策との、より一層の連携を図る必要があります。

河川に起居しているホームレスについては、大雨等による洪水時に生命に危険を及ぼす恐れがあるため、緊急時の連絡体制等の構築が課題です。

今後の方向性

都市公園等の公共施設や河川敷について、その適正な利用が妨げられている場合は、関係機関との連携により、必要な措置を講じます。

また、河川に起居するホームレスについては、常に洪水等による人命の危険性にさらされており、人命尊重の観点からも、他の公共施設以上に早急な対応が求められています。

ア 公共施設の適正な利用の確保 【充実】

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることにより、その適正な利用が妨げられているときは、当該施設の適正な利用を確保するために、関係機関との連絡調整を行い、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき必要な措置を講じることにより、地域における生活環境の改善を図ることに努めます。

また、洪水等の災害時においてはホームレスに被害が及ぶ危険があることから、関係機関と連絡調整し、適切に対応します。

(建設局、その他施設管理者と保健福祉局との連携)

イ 福祉部局等との連携の強化 【新規】

公共施設を起居するホームレスが、自らの意思で福祉サービス等の利用を希望する場合は、施設管理者と福祉部局が連携し、必要な施策が受けられるよう支援していきます。

(建設局、その他管理者と保健福祉局との連携)

(9) ホームレスへの理解の促進と人権擁護及びホームレス等の安全確保

評価と課題

ワークショップ形式による参加・体験型の市民向け人権学習会「和い輪い人権学習会」において、「ホームレスは身近な人 ホームレスの心情や暮らし方を知ろうとする試み」として開催し、ホームレスを交えて、ホームレスの心情や暮らし方などについて意見交換を行うとともに、ホームレスに係る課題の解決に向け、相互に理解を深めることが出来ました。

関係行政機関と綿密な連携や、人権教育・啓発の推進などを一層緊密に進め、理解と自立支援を進めることで、問題解決に近づけていく必要があります。

東京都府中市等でのホームレスへの襲撃事件や大阪府大東市でのホームレス同士による暴力事件が発生しており、ホームレスへの被害防止について、関係機関との連携を強化する必要があります。本市においては、ホームレスへの被害の報告はありませんが、パトロール活動の強化等によって、地域住民の不安やホームレス自身に対する事件・事故の防止活動に取り組んでいく必要があります。

今後の方向性

「京都市基本計画」に基づき、ひとりひとりが個人として尊重されるまちの実現をめざして、ホームレスに対する偏見や差別意識の解消を図ります。

なお、人権教育・啓発活動の実施に当たっては、各局・区等が連携をとり、総合的に推進します。

また、地域における安全の確保及びホームレスへの被害防止を図る取組を関係機関との連携により推進します。

ア 啓発の実施 【充実】

ホームレスの実情についての理解の促進を目的とした人権学習会の開催や人権情報誌への啓発記事の掲載等による人権教育・啓発を推進するとともに、学校においては、全教育活動を通じて、人権尊重の精神を育む人権教育を推進します。(文化市民局、教育委員会)

イ 事案の適切な解決

ホームレスに対する暴力や嫌がらせ等が生じた場合には、各相談窓口や救済機関が連携し、迅速な問題の解決に努めます。(文化市民局、保健福祉局)

ウ 地域におけるホームレスへの被害防止

地域におけるホームレスへの被害防止等を目的に、警察と関係機関との緊密な連携のもとに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、地域安全活動等の実施に努めます。(保健福祉局と京都府警察との連携)

エ 地域住民等の不安感の除去 【新規】

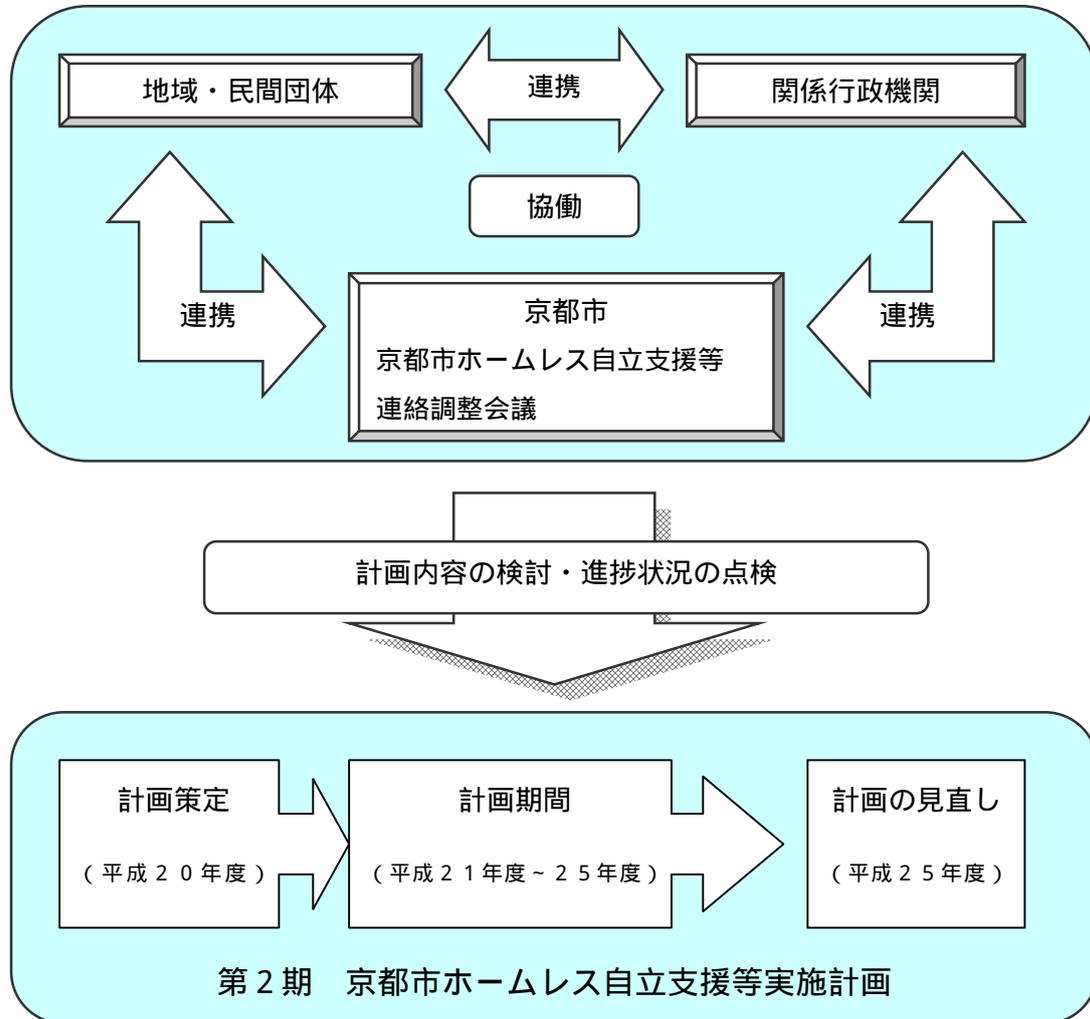
パトロール活動の強化等により、ホームレス同士による暴行事件等について、指導・取締り等の措置を講ずるとともに、警戒活動の強化により再発防止につなげます。

(保健福祉局と京都府警察との連携)

第5章 実施計画の推進に向けて

実施計画の推進体制

京都市，関係行政機関及び地域・民間団体等が連携して推進するとともに，計画の進捗状況を点検のうえ，5年後に課題等を明らかにして計画の見直しを行います。



京都市ホームレス自立支援等連絡調整会議

(目的)

京都市内のホームレスの自立支援等に関する問題について，関係部局及び関係機関等が連携を図り，総合的かつ横断的に取り組み，その解決に資するため。

(所掌)

- ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)第9条第2項の規定による本市実施計画の策定に向けた検討
- 京都府が実施するホームレス対策事業等に係る連絡調整
- 京都市ホームレス自立支援等実施計画の進捗状況の点検及び見直しに向けた検討
- その他，ホームレス問題に関する連絡調整

(施行日)

- 平成15年12月16日
- 平成20年7月16日改正

< 重点取組項目の概要 >

総合的な支援

重点取組項目	取組概要	主な実施施策等（予定も含む）
生活相談等による各種ニーズの把握と個別事情に即した支援	負債問題等を抱えるホームレスに対し、きめ細かな支援を行います。	・京都弁護士会との連携による「ホームレス無料法律相談」を引き続き実施します。
	相談機関まで行くことが困難なホームレスへの支援を行います。	・ホームレスが起居する場所を巡回し、相談に応じる「ホームレス医療福祉訪問相談事業」を実施します。
	女性ホームレスへの性差に配慮したきめ細かな支援を行います。	・女性簡易宿所提供等の活用を図るとともに、京都府婦人相談所等との連携強化に努めます。
安定した居住場所の確保	安定した居住場所を確保するためのきめ細かな支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・保証人の確保が困難な方に対し、「京都自立支援バックアップセンター」との連携等により支援します。 ・市営住宅単身者向募集制度の活用等に配慮します。 ・関係団体等から得られた低廉な家賃の民間賃貸住宅の情報を提供します。
保健及び医療の確保	医療が必要なホームレスに対して必要な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所、保健所及び民間団体等との連携に努めます。 ・保健師、看護師、精神保健福祉士等による「ホームレス保健サービス支援事業（仮称）」の実施を検討します。
	結核検診の受診機会の確保及び罹患者に対する適切な支援を行います。	
	ホームレスのこころのケアを行います。	・保健所・こころの健康増進センター等の精神保健福祉関係機関が連携・協力し、精神保健福祉相談を実施します。

自立支援施策の推進

ホームレス自立支援事業の推進	ホームレス自立支援事業の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都市自立支援センター」を引き続き運営していきます。 ・就労支援等自立支援に向けて、関係機関との連携を強化します。
----------------	----------------------	--

重点取組項目	取組概要	主な実施施策等（予定も含む）
就業機会の確保	きめ細かな職業相談を行います。	・公共職業安定所等との連携によりきめ細かな職業相談を実施します。
	京都労働局、京都府との連携強化に努めます。	・「ホームレス就労支援連絡会議」を定期的に開催します。
	職業訓練機会の確保に努めます。	・就労に資する技能習得に向けて、生活の拠点として、 <u>無料低額宿泊所の活用を検討します。</u>
	ホームレスの雇用差別の解消に努めます。	・企業に対する人権啓発の取組の実施に努めます。

居宅生活を継続させるための支援と地域社会における理解

生活保護法による保護の実施	生活保護の適用が必要なホームレスに対しては、適切な保護を行います。	・個々の状況に応じて、原則として、医療機関や各種施設を利用しながら、退院・退所後居宅生活可能な場合は、居宅での保護を適用します。
	居宅生活に向けたきめ細かな支援を行います。	・「 <u>ホームレス自立生活支援員</u> 」による支援の充実を図ります。 ・「 <u>小規模共同生活支援施設</u> 」との連携強化に努めます。
	中央保護所において、退所後健全な社会生活が営めるように支援を行います。	<u>中央保護所については、これまでからの運営方法の見直しを検討します。</u>
居宅生活を継続させるための支援	ホームレスの地域における自立を支援するため、地域での理解や民間団体等との連携に努めます。	・民間団体等と適宜必要な協議を行う等、連携を強化します。 ・行政、ホームレス支援団体、地域住民等で構成する協議会の設置を検討します。 ・各種相談に応じるため、医療福祉訪問相談員による訪問相談を実施します。
	再野宿化を防ぐための取組を実施している団体へのサポートに努めます。	・ <u>ホームレス施策を実施する団体等に対して、その費用の一部を助成する「ホームレス地域サポート支援事業」の実施を検討します。</u>
地域における生活環境の改善	公共施設の適正な利用の確保に努めます。	・施設管理者は、ホームレス自立支援施策と連携を図る中で、適正利用の確保に努めます。
	河川内に起居するホームレスがさらされている生命の危険を解消するよう努めます。	
ホームレスへの理解の促進と人権擁護及び安全確保	ひとりひとりが個人として尊重されるまちの実現を目指して、ホームレスに対する偏見や差別意識の解消に努めます。	・人権月間や憲法月間等における人権研修の開催や人権情報誌への啓発記事の掲載等、人権教育・啓発に関する取組を行います。
	地域におけるホームレス等の安全確保や地域住民の不安の除去に努めます。	・警察等の関係機関との連携により、地域安全活動等の実施に努めます。

※下線の施策は、新規・充実・見直しを予定しているものです。

【参考資料】

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）

目次

- 第一章 総則（第一条 第七条）
 - 第二章 基本方針及び実施計画（第八条・第九条）
 - 第三章 財政上の措置等（第十条・第十一条）
 - 第四章 民間団体の能力の活用等（第十二条 第十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

（ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
 - 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。
- 2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

（ホームレスの自立への努力）

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
 - 二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
 - 三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
 - 四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項
 - 五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項
- 3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在

する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（公共の用に供する施設の適正な利用の確保）

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

（民間団体の能力の活用等）

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

（国及び地方公共団体の連携）

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

（ホームレスの実態に関する全国調査）

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(平成20年7月31日, 厚生労働省・国土交通省 告示第1号)

第1 はじめに

ホームレスの自立の支援等に関する施策の総合的な推進は、平成14年8月に成立したホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号。以下「法」という。)により開始された。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国又は地方公共団体の責務として、こうした目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付けている。国においては、平成15年1月から2月までの間に実施したホームレスの実態に関する全国調査(以下「平成15年調査」という。)を踏まえ、平成15年7月にホームレスの自立の支援等に関する基本方針(平成15年7月厚生労働省・国土交通省告示第1号。)を策定し、また、地方公共団体においては、必要に応じて、この基本方針等に即し、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画(以下「実施計画」という。)を策定し、ホームレスの自立の支援等を行ってきたところである。

こうした中、平成19年1月に実施されたホームレスの実態に関する全国調査(以下「平成19年調査」という。)において、ホームレスの数については、全国で18,564人のホームレスが確認され、平成15年調査時点から6,732人減少している一方、依然として、多数のホームレスが存在していることやホームレスの数が増加している地域があることが判明した。また、ホームレスの生活実態については、食事の確保や健康面での問題を抱える等、健康で文化的な生活を送ることができない状況が見られたほか、ホームレスの高齢化、野宿生活の長期化、就労自立する意欲が低い者の割合の増加等の傾向が見られた。

本基本方針は、法の趣旨、平成19年調査で把握されたホームレスの状況の変化及びホームレス対策の実施状況等を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針を国民、地方公共団体、関係団体に対し明示するとともに、地方公共団体において実施計画を策定する際の指針を示すこと等により、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的かつ計画的に実施され、もって、ホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスになることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決が図られることを目指すものである。

第2 ホームレスに関する現状

1 ホームレスの現状

全国におけるホームレスの数及び生活実態を把握するため、国は地方公共団体の協力を得て平成15年1月から2月までの間に、すべての市町村(特別区を含む。以下同じ。)を対象に統一した調査方法による全国調査を初めて実施し、さらに本基本方針の策定に当たって、平成19年1月に全国調査を再度実施したところ、以下のような結果であった。

(1) ホームレスの数

ホームレスの数については、巡回による目視により確認したところ、平成19年調査では、平成15年調査と同様にすべての都道府県でホームレスが確認され、その数は18,564人となっており、平成15年調査の25,296人と比べて、6,732人(26.6%)減少した。都道府県別に見ると、大阪府で4,911人(平成15年調査においては7,757人)、次いで東京都が4,690人(平成15年調査においては6,361人)であり、この両都府において全国の過半数を占めている。さらに、市町村別では、ホームレスが確認された552市町村のうち、500人以上のところが7か所(平成15年調査においては9か所)、100人以上のところが35か所(平成15年調査においては41か所)であるのに対し、10人未満のところが380か所(平成15年調査においては391か所)と7割弱を占めている。

(2) ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態については、東京都特別区、政令指定都市及び平成15年調査において100人以上のホームレスが確認された市において、全体で約2,000人を対象に個別面接調査を行った。

ア 年齢

ホームレスの平均年齢は57.5歳(平成15年調査においては55.9歳)であり、年齢分布については、40歳から54歳までが26.6%(平成15年調査においては36.7%)、55歳以上が69.0%(平成15年調査においては58.8%)となっており、ホームレスの高齢化の傾向が見られた。

イ 野宿生活の状況

野宿生活の実態としては、生活の場所が定まっている者が84.0%(平成15年調査においては84.1%)であり、このうち、生活場所としては、「公園」が36.1%(平成15年調査においては48.9%)、「河川敷」が32.7%(平成15年調査においては17.5%)となっており、「公園」の割合が減少し、「河

川敷」の割合が増加した。

また、平成19年調査時の野宿生活期間は、3年未満が39.9%（平成15年調査においては56.4%）であるのに対し、5年以上は41.3%（平成15年調査においては24.0%）となっており、野宿生活の長期化の傾向が見られた。

さらに、仕事と収入の状況としては、ホームレスの70.1%（平成15年調査においては64.7%）が仕事をし、その仕事内容は、「廃品回収」が75.9%（平成15年調査においては73.3%）を占めており、平均的な収入月額が1万円以上3万円未満が29.9%（平成15年調査においては35.2%）と最も多く、次いで3万円以上5万円未満が25.1%（平成15年調査においては18.9%）となっている。

ウ 野宿生活までのいきさつ

野宿生活の直前の職業としては、建設業関係の仕事が48.0%（平成15年調査においては55.2%）、製造業関係の仕事が12.7%（平成15年調査においては10.5%）を占めており、雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」が43.5%（平成15年調査においては38.9%）と大きな割合を占め、「日雇」が26.3%（平成15年調査においては36.1%）、「臨時・パート・アルバイト」が19.7%（平成15年調査においては13.9%）となっている。また、野宿生活に至った理由としては、「仕事が減った」が31.5%（平成15年調査においては35.6%）、「倒産・失業」が29.0%（平成15年調査においては32.9%）、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」が22.0%（平成15年調査においては18.8%）となっている。

エ 健康状態

現在の健康状態については、身体の不調を訴えている者が50.2%（平成15年調査においては47.4%）であり、このうち治療等を受けていない者が65.7%（平成15年調査においては68.4%）となっている。

オ 福祉制度の利用状況

福祉制度の利用状況については、巡回相談員に会ったことがある者は62.3%であり、相談したことがある者は35.9%となっている。

また、緊急的な一時宿泊所であるホームレス緊急一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）を知っている者は61.9%であり、このうち利用したことがある者は13.1%となっており、ホームレス自立支援施設（以下「自立支援センター」という。）を知って

いる者は66.3%であり、このうち利用したことがある者は9.1%となっている。また、シェルター及び自立支援センターを利用した後に、再び野宿生活に戻ってしまう者がいることが確認された。

なお、これまでに生活保護を受給したことのある者は24.3%（平成15年調査においては24.5%）となっている。

カ 自立について

自立に向けた今後の希望としては、「きちんと就職して働きたい」という者が37.0%（平成15年調査においては49.7%）であるのに対し、「今のままでいい」という者は18.3%（平成15年調査においては13.1%）となっており、平成15年調査と比較して、就労自立する意欲が低いホームレスの割合が増加した。

キ 生活歴

家族との連絡状況については、家族及び親族がいる者が76.7%を占めているが、このうち、この1年間に家族・親族との連絡が途絶えている者が75.5%（平成15年調査においては77.1%）となっている。

また、公的年金の保険料を納付していたことがある者は65.9%であり、金融機関等に借金がある者は18.7%であった。

ク 行政への要望及び意見

行政への要望及び意見としては、住居関連が45.1%（平成15年調査においては7.8%）と最も多く、次いで仕事関連が37.9%（平成15年調査においては27.1%）、健康関連が18.2%（平成15年調査においては3.8%）となっている。

2 ホームレス対策の現状

ホームレス対策については、求人開拓、職業訓練、保健所等による健康相談及び訪問指導、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護等のホームレス以外の者も対象とした一般対策を実施しているほか、特にホームレスを対象として、一定期間試行的に民間企業において雇用するホームレス等試行雇用事業、地方公共団体や民間団体等から構成される協議会を活用して就業の機会の確保を図るホームレス等就業支援事業、技能の習得や資格の取得等を目的とした日雇労働者等技能講習事業、巡回相談活動等を行うホームレス総合相談推進事業、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導、職業相談等を行うホームレス自立支援事業、緊急一時的な宿泊場所を提供するホ

ホームレス緊急一時宿泊事業、地域における安全の確保とホームレス保護活動の推進等を実施し、雇用、住宅、保健医療、福祉等の各分野にわたって施策を総合的に推進しているところである。

第3 ホームレス対策の推進方策

1 基本的な考え方

ホームレスとなるに至った要因としては、主として就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にあること、医療や福祉等の援護が必要なこと、社会生活から逃避していることの三つがあり、これらが複雑に重なりあってホームレス問題が発生していると考えられる。また、平成19年調査においては、ホームレスの高齢化、野宿生活の長期化、就労自立する意欲が低い者の割合の増加のほか、野宿生活を脱却した後、再び野宿生活に戻ってしまうホームレスの存在も確認されるなど、ホームレスの状況が変化している。こうした要因や変化を踏まえた総合的かつきめ細かなホームレス対策を講ずる必要がある。

特に、ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本である。このためには、就業の機会が確保されることが最も重要であり、併せて、安定した居住の場所が確保されることが必要である。その他、保健及び医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずる必要がある。なお、野宿生活を前提とした支援については、恒常的に実施するものではなく、あくまで緊急的かつ過渡的な施策として位置付ける必要がある。

また、ホームレスの数の違い等ホームレス問題の状況は地方公共団体ごとに大きく異なっており、こうした地域の状況を踏まえた施策の推進が必要である。具体的には、ホームレスが多い市町村においては、2の取組方針に掲げる施策のうち地域の実情に応じて必要なものを積極的かつ総合的に実施し、また、ホームレスが少ない市町村においては、2の取組方針を参考としつつ、3の取組方針を踏まえ、広域的な施策の実施や既存施策の活用等を講ずる。一方、国は、2の取組方針に掲げる施策に積極的に取り組むとともに、地域の実情を踏まえ、ホームレスが少ない地方公共団体を取り組みやすいような、事業の要件緩和や既存事業への配慮等を検討する。

2 各課題に対する取組方針

(1) ホームレスの就業の機会の確保について

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホーム

レスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じて、就業の機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めることが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体との連携を図り、求人確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。

ア ホームレスの雇用の促進を図るためには、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深める必要があり、事業主等に対する啓発活動を行う。

イ ホームレスの就業の機会を確保するためには、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要であることから、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓やインターネット等を活用した求人情報等の収集に努め、また、民間団体とも連携を図り、それらの情報提供に努める。

ウ ホームレスの就業ニーズを的確にとらえることができるように、自立支援センター等において、きめ細かな職業相談等を実施する。

また、ホームレスの就職後の就業の安定を図るために、民間団体との連携を図り、必要に応じ、職場定着指導等の援助を行う。

エ ホームレスの早期再就職の実現や雇用機会の創出を図るために、事業所での一定期間の試行雇用事業の実施により、ホームレスの新たな職場への円滑な適応の促進を図る。

オ ホームレスの就業の機会を確保するためには、地方公共団体や地域の民間団体等が相互に密接な連携を図りつつ対策を講じていくことが重要であることから、これらの団体等で構成される協議会において、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習及び就職支援セミナー等を総合的に実施する。

カ ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることから、技能の習得や資格の取得等を目的とした技能講習や職業訓練の実施により、ホームレスの職業能力の開発及び向上を図る。

キ 常用雇用による自立が直ちには困難なホームレ

スに対して、雑誌回収やアルミ缶回収等の都市雑業的な職種の開拓や情報収集・情報提供等を行う。

ク ホームレスの就業による自立を支援するに当たっては、民間団体を活用することも重要であることから、ホームレスに対する求人情報等の提供や技能講習等の実施に当たっては、民間団体の活用を図る。

(2) 安定した居住の場所の確保について

ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で自立して生活できるように支援することが基本であり、ホームレス自立支援事業等を通じて就労の機会が確保される等により、地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、住居への入居の支援等により、安定した居住の場所を確保することが要である。

このためには、国、地方公共団体等が連携した上で、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅及び民間賃貸住宅を通じた施策の展開を図ることが重要である。

ア 中高年の単身者が多いホームレスの実態にかんがみ、ホームレス自立支援事業等を通じて就労の機会が確保されるなど、自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、地域の住宅事情、住宅のストックの状況等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体である地方公共団体において、単身入居や優先入居の制度の活用等に配慮する。また、地方公共団体において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第10条第1項に規定する居住支援協議会の枠組みも活用しつつ、民間賃貸住宅にかかわる団体と自立支援センターその他福祉部局との連携を図るよう努める。

イ 民間賃貸住宅にかかわる団体に対し、以下の事項を要請する。

(ア) 自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスが、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう、これらの情報の提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。

(イ) ホームレスの大半が家族・親族との連絡が途絶えている実情にかんがみ、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において、民間の保証会社等に関する

情報の提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。

(ウ) 研修等の場において、法の趣旨等を周知すること。

(3) 保健及び医療の確保について

ホームレスに対する保健及び医療の確保については、ホームレス個々のニーズに応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。このため、都道府県と市町村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔の保持に努めるとともに疾病の予防、検査、治療等が包括的にできる保健、医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要である。

また、ホームレスについては、野宿という過酷な生活により結核を発症する者も少なくない。結核のり患率の高い地域等特に対策を必要とする地域において、保健所、医療機関、福祉事務所等と密接な連携を図り、効果的な結核対策を行うことが必要である。

ア ホームレスの健康対策の推進を図るため、保健所等において窓口や巡回による健康相談、保健指導等を行うなど、個々のニーズに応じた保健サービスが提供できる相談及び指導体制を整備し、必要な人材を確保する。

イ 保健所等は、健康に不安を抱えるホームレスの疾病の発見に努めるため、健康相談等を積極的に実施し、医療の必要があると思われるホームレスが、適切な医療を受けられるよう福祉事務所等と密接な連携を図りながら医療機関への受診につなげる。さらに、これらの者について継続的な相談及び支援を実施する。

ウ 結核にり患しているホームレスについては、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐために、訪問等による服薬対面指導等を実施する。

エ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法(昭和23年法律第201号)第19条第1項又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)第19条第1項に規定する医師又は歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第9号の無料低額診療事業をいう。以下同じ。)を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療

機関に緊急搬送された場合については生活保護の適用を行う。

オ 保健所等は、ホームレスに対し保健医療サービスの充実が図られるよう、福祉事務所、民間団体、地域住民等と連携・協力し、ホームレスが自ら健康づくりを行えるよう支援する。

(4) 生活に関する相談及び指導に関する事項について
ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、ホームレスの個々のニーズに応じた対策が必要であり、こうしたニーズに的確にこたえられるよう、関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。

ア 福祉事務所を中心として、関係機関や救護施設等社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立する。

その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。

イ ホームレスは、野宿生活等により健康状態が悪化しているケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合がある。これらのことから、健康相談として身体面のケアだけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても精神保健福祉センターや保健所等の協力を得て行う。

ウ 各地方公共団体は、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体等の民間団体を始め、民生委員及び児童委員、地域住民等との連携・協力による積極的な街頭相談を実施し、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

特に、炊き出し等ホームレスが集まるような機会をとらえ、積極的に街頭相談を行う。

また、洪水等の災害時においてホームレスに被害が及ぶ危険があることから、平常時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。

エ 相談を受けた機関は、生活相談を受けるだけでなく、相談結果により自立支援センターへの入所指導、シェルターの利用案内、その他福祉施策の活用に関する助言、多重債務問題等専門的な知識が必要な事例に対する専門の相談機関の紹介等、具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。

(5) ホームレス自立支援事業及びホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業につ

いて

ア ホームレス自立支援事業について

ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立の意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援するホームレス自立支援事業を実施する。

(ア) ホームレス自立支援事業は、自立支援センターの利用者に対し、宿所及び食事の提供等日常生活に必要なサービスを提供するとともに、定期的な健康診断を行う等必要な医療等の確保を行う。

(イ) ホームレス自立支援事業においては、ホームレスの個々の状況に応じた自立支援プログラムの策定等を行い、また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談等を行う等積極的な就労支援を行う。

(ウ) 社会生活に必要な生活習慣を身につけるための指導援助を行うとともに、住民登録、職業あつせん、求人開拓等の就労支援、住宅保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。

(エ) ホームレス自立支援事業により就労した者の就労後のアフターケアに十分配慮するとともに、利用期間中に就労できなかった者に対する処遇の確保にも努める。

(オ) ホームレス自立支援事業の実施主体については、市町村に限ることなく、都道府県も対象としており、広域的な事業の展開を図るとともに、事業運営については、社会福祉法人等への委託を行う等民間団体の活用を図る。

(カ) 自立支援としての効果や入所者への処遇の確保に十分配慮しつつ、地方公共団体が取り組みやすいような事業の見直しを検討する。

(キ) 自立支援センター等の設置に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であり、そのために地域住民との調整に十分配慮するとともに、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源を有効に活用することを検討する。

イ 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ホームレスは大別すると、就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者、医療や福祉等の援助が必要な者、一般社会生活から逃避している

者という三つのタイプがあるが、これらに社会生活への不適応、借金等による生活破たん、アルコール依存症等個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。

これらの者に対する対策を講ずるに当たっては、ホームレスの実態を十分に把握し、ホームレスのタイプに応じた適切な施策を実施する必要がある。

(ア) 就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進めるなど、各種の就業対策を実施する。

また、常用雇用による自立が直ちには困難なホームレスに対して、雑誌回収やアルミ缶回収等の都市雑業的な職種の開拓や情報収集・情報提供等を行う。

さらに、自立支援センター入所者に対しては、職業相談等により就労による自立を図ることや、また、自立支援センターに入所していない者に対しては、総合的な相談事業の実施等により、雇用関連施策と福祉関連施策等の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。

(イ) 医療や福祉等の援助が必要な者については、保健所における巡回検診や福祉事務所における各種相談事業等を積極的に行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等対応の強化を図る。このうち、疾病、高齢等により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等既存の施策の中での対応を図る。

(ウ) 一般社会生活から逃避している者に対しては、相談活動を通し社会との接点を確保するなど、社会生活に復帰させるよう努める。

(エ) 女性のホームレスに対しては、性差に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。

(オ) これら以外にも、ホームレスは様々な個人的要因が複合的に絡み合っ複雑な問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。

(6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる これ

らの者に対する生活上の支援について

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としては、一般的には現に失業状態又は日雇労働若しくは日雇派遣労働などの不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業店舗等に寝泊まりするなどの不安定な居住環境にある者等が想定される。

これらの者に対しては、就業の機会の確保や雇用の安定化を図ることが必要であるとともに、シェルター等による居住の場所の確保や住居の確保のための相談支援等、野宿生活にならないような施策を実施することが必要である。

ア ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域において、それらの者がホームレスとならないよう、国及び地方公共団体は相互の連携を図り、職業相談等の充実強化によって就業機会の確保や雇用の安定化を図る。

イ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の就業の可能性を高めるために、技能講習により技術革新に対応した新たな技能や複合的な技能を付与し、また再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間の試行雇用事業を実施する。

ウ 経済情勢の変化の中で、仕事の減少による収入減等により、簡易宿泊所等での生活が困難な者が野宿生活になることもあるため、シェルター等による居住の場所の確保を図る。

また、ホームレス等就業支援事業等において、住居の確保のための相談支援を行う。

エ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、関係機関と関係団体が連携しながら、ホームレスと同様に積極的な街頭相談を実施するとともに、ホームレス等就業支援事業等による相談支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、野宿生活に至ることのないように配慮する。

(7) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法による保護の実施に関する事項について

ア ホームレスに対し緊急に行うべき援助について

ホームレスの中には、長期の野宿生活により、栄養状態や健康状態が悪化している場合があり、こうした者に対しては医療機関への入院等の対応

を緊急に講ずることが必要となってくる。

(ア) 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護に努める。

福祉事務所は、治療後、再び野宿生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。

(イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、シェルターの整備を行うとともに、適切な処遇を確保することに留意しつつ無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号の無料低額宿泊事業をいう。以下同じ。）を行う施設を活用し、これらの施設への入居を図ることとする。

(ウ) 福祉事務所や保健所等における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡するなど、早急かつ適切な対応を講ずる。

イ 生活保護法による保護の実施に関する事項について

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはない。こうした点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

この際、福祉事務所等保護の実施機関においては、以下の点に留意しホームレスの状況に応じた保護を実施する。

(ア) ホームレスの抱える問題・状況（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。

(イ) 就労の意欲と能力はあるが失業状態にあり、各種就労対策を実施しても就労が困難であると判断される者については、当該地域に自立支援センターがある場合には、自立支援センターへの入所を検討する。

自立支援センターにおいて、結果的に就労

による自立に結びつかず退所した者については、改めて保護の要否を判断し、必要な保護を行う。

(ウ) ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、金銭管理等の必要な支援を行う。

(エ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けて就業の機会の確保等の必要な支援を行う。

(8) ホームレスの人権の擁護に関する事項について

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義社会の基本でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必要である。

ア ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施する。

イ 人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民等からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。

ウ 自立支援センターやシェルター等のホームレスが入居する施設において、入居者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。

(9) 地域における生活環境の改善に関する事項について

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、当該施設の適正な利用を確保するために、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善を図ることが重要である。

ア 施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行う。

イ アのほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。

また、洪水等の災害時においてホームレスに被害が及ぶ危険があることから、福祉部局等と連絡調整し、配慮して対応する。

(10) 地域における安全の確保等に関する事項について

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、地域安全活動、指導・取締り等を実施していくことが重要である。

ア パトロール活動を強化する等により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する事件・事故の防止活動を推進する。

イ 地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導・取締り等の措置を講ずるとともに警戒活動を強化して再発防止に努める。

ウ 緊急に保護を必要と認められる者については、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐ等、適切な保護活動を推進する。

(11) ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項について

ホームレスの自立を支援する上で、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域の社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体、民生委員及び児童委員等との連携・協力が不可欠である。特にNPO、ボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。

ア 地方公共団体は、ホームレスと身近に接することの多い、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体、民生委員及び児童委員等との定期的な情報交換や意見交換を行う。

また、行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設け、ホームレスに関する各種の問題点等について議論し、具体的な対策を図る。

イ 地方公共団体は、民間団体等に対して、実施計

画や各種の施策や取組について情報提供を行うほか、各団体間の調整、団体からの各種の要望に対する行政担当者や専門家による協議を行うなど各種の支援を行う。

ウ また、ホームレスに対し、地方公共団体が行う各種の施策について、これらの民間団体に運営委託を行うなど、その能力の積極的な活用を図る。

(12) その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項について

近年の福祉行政をめぐる様々な課題の背景として、核家族化の定着や地域住民の相互のつながりの希薄化が指摘されている。ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、こうした家族の扶養機能や地域の支援機能等の低下の中で、家や地域のセーフティネットが十分に機能しなくなっているという背景があり、問題をホームレスに特化したものとして考えるだけでなく、社会全体の問題としてとらえる必要がある。

こうしたホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、地域福祉の推進を図ることが重要である。

ア 地域福祉の総合的かつ計画的な推進を図るため、住民の主体的な参加による都道府県地域福祉支援計画や市町村地域福祉計画の策定を促進する。

イ NPOや地域住民等によるボランティアの幅広い参加により、地域福祉を住民全体で支え合う「共助」の社会の構築を目指し、NPO等が活動しやすい環境づくりを支援する。

ウ 民生委員及び児童委員活動の円滑な遂行及び充実を図るとともに、研修等の推進を通じて、委員の資質の向上を図る。

エ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なものに対して、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を行う日常生活自立支援事業の利用の推進を図る。

3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針

ホームレス数が少ない地方公共団体においては、問題が顕在化していないこと等から行政や地域住民の意識も低く、関係団体の活動も低調となっており、さらに、近年の厳しい財政状況の下で、ホームレス対策に消極

的などところが多く見られる。

しかしながら、今後もホームレス問題の一層の顕在化が見込まれるため、ホームレスの数が少ない段階で、きめ細かな施策を実施することにより問題の早期解決を図ることが重要である。

このため、ホームレス数が少ない地方公共団体においても、以下の点を踏まえ、積極的にホームレス対策を講ずる必要がある。

- (1) 地域に根ざしたきめ細かな施策を必要とするホームレス施策は、本来、市町村が中心となって実施すべきであるが、市町村レベルではほとんどホームレスがない場合には、広域市町村圏や都道府県が中心となって、施策を展開することも必要であり、特に、施設整備については、広域的な視野に立った活用や、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源の活用を検討する。
- (2) ホームレスのニーズを的確につかむためには、相談事業の実施が不可欠であり、福祉事務所の窓口相談だけでなく、関係団体と連携しながら積極的に街頭相談を実施するとともに、個々のニーズに応じて、雇用や住宅、保健医療等の関係部局と連携して対応する。
- (3) ホームレス対策の多くは、既存の福祉や雇用等の各種施策の延長上にあり、既存施策の実施や充実の際に、ホームレス問題にも配慮して実施する。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 国の役割と連携

国はホームレス対策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究、ホームレス問題やそれに対する各種の施策についての地域住民に対する施策の普及、啓発、または関係者の研修等を行う。

さらに、地方公共団体や関係団体におけるホームレスの自立の支援に関する取組等を支援するため、各種の情報提供を積極的に行うとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 地方公共団体の役割と連携

都道府県は、本基本方針に即して、市町村におけるホームレス対策が効果的かつ効率的に実施されるための課題や方策を検討した上で、必要に応じてホームレス対策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、広域的な観点から、市町村が実施する各

種施策が円滑に進むよう、市町村間の調整への支援、市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に関する情報提供を行うなどの支援を行うとともに、必要に応じて、自らが中心となって施策を実施する。

市町村は、本基本方針や都道府県の策定した実施計画に即して、必要に応じてホームレス対策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、ホームレスに対する各種相談や自立支援事業等の福祉施策を自ら実施するだけでなく、就労施策や住宅施策等も含めた、ホームレスの状況に応じた個別具体的かつ総合的な施策を実施するとともに、こうした施策の取組状況等について積極的に情報提供を行う。

なお、実施計画を策定しない地方公共団体や策定過程にある地方公共団体においても、必要に応じて、積極的にホームレスの自立支援に向けた施策を実施する。

また、地方公共団体において、ホームレスの自立支援に関する事業を実施する際には、関係団体と十分連携しつつ、その能力の積極的な活用を図る。

(3) 関係団体の役割と連携

ホームレスの生活実態を把握し、ホームレスにとって最も身近な存在である社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等の民間団体は、ホームレスに対する支援活動において重要な役割を担うとともに、地方公共団体が行うホームレスに対する施策に対し、事業の全部又は一部の委託を受けるなど、行政の施策においても重要な役割を担っている。

その際、関係団体は、自らが持っている既存の施設や知識、人材等を積極的に活用して事業を行うとともに、地方公共団体が自ら実施する事業についても積極的に協力をを行う。

5 基本方針のフォローアップ及び見直し

本基本方針については策定後5年を目途に見直しをすることとする。

- (1) 本基本方針の運営期間は、5年間(平成20年7月31日から平成25年7月30日まで)とする。

ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

- (2) 5年間の運営期間が経過した際には、基本方針の見直しを行うこととなるが、見直しに当たっては、運営期間の満了前に基本方針に定めた施策についての政策評価等を行う。

この政策評価等は、ホームレスの数、野宿生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき決定する。

- (3) 評価結果については、関係者や有識者等の意見を聴取するほか、公表することとする。
- (4) 実態調査の結果や関係者、有識者等の意見については、基本方針や各種施策の在り方についての見直しに際して参考にするとともに、必要に応じて、地方公共団体、民間団体等からの意見も聴取する。

第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針

法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、地方公共団体が実施計画を策定する場合には、福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携し、次に掲げる指針を踏まえ策定することが適当である。また、実施計画を策定した都道府県の区域内の市町村が実施計画を策定する場合には、この指針のほか、都道府県の実施計画も踏まえ策定することが適当である。

1 手続についての指針

(1) 実施計画の期間

実施計画の計画期間は、5年間とする。

ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(2) 実施計画策定前の手続

ア 現状や問題点の把握

実施計画の策定に際しては、ホームレス実態調査における当該地域のデータ等によりホームレスの数や生活実態の把握を行うとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、ホームレスの自立支援に関する施策の実施状況について把握し、これに基づきホームレスに関する問題点を把握する。

イ 基本目標

アの現状や問題点の把握に基づいて、実施計画の基本目標を明確にする。

ウ 関係者等からの意見聴取

実施計画の策定に当たっては、当該地域のホームレスの自立の支援等を行う民間団体等ホームレス自立支援施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

(3) 実施計画の評価と次期計画の策定

ア 評価

実施計画の計画期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画

に定めた施策の評価を行う。

イ 施策評価結果の公表

アの評価により得られた結果は公表する。

ウ 次の実施計画の策定

アの評価により得られた結果は、次の実施計画を策定するに際して参考にする。

2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針

実施計画には、第3の2に掲げたホームレス対策の推進方策に関する各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体において実施する必要がある施策や、地方公共団体が独自で実施する施策を記載する。

3 その他

実施計画の策定や実施計画に定めた施策の評価等に際しては、1(2)ウ及び1(3)アにより、関係者の意見の聴取等を行うほか、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、都道府県警察等の関係機関とも十分に連携する。

また、都道府県においては、この実施計画の作成指針の他に、区域内の市町村が実施計画を策定する際に留意すべき点がある場合には、その内容を都道府県が策定する実施計画に記載する。

第2期計画においては、ホームレスへの支援施策の担当局（関係機関）を明記していますが、実際の相談窓口とは異なる場合があります。

第2期 京都市ホームレス自立支援等実施計画（平成21年度～25年度）

平成21年3月発行

発行：京都市

（京都市ホームレス自立支援等連絡調整会議構成担当課）

文化市民局市民生活部人権文化推進課 TEL：(075)222-3381 FAX：(075)222-3194

保健福祉局保健衛生推進室保健医療課 TEL：(075)222-3411 FAX：(075)222-3416

都市計画局住宅室住宅政策課 TEL：(075)222-3666 FAX：(075)222-3526

建設局土木管理部道路河川管理課 TEL：(075)222-3564 FAX：(075)213-0167

建設局水と緑環境部緑地管理課 TEL：(075)222-3586 FAX：(075)212-8704

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市こころの健康増進センター TEL：(075)314-0355 FAX：(075)314-0504

〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1-15

下京区役所福祉部保護課 TEL：(075)371-7237 FAX：(075)351-8752

〒600-8588 京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8（下京福祉事務所）

保健福祉局生活福祉部地域福祉課 TEL：(075)251-1175 FAX：(075)256-4652

（京都市ホームレス自立支援等連絡調整会議事務局）

〒604-0954 京都市中京区御池通柳馬場東入東八幡町579番地 京都御池創生館7階

